

高齢者が支払えなくなるまで次々に販売するSF 商法

SF 商法の次々販売、過量販売に関する相談が増加しています。

「SF 商法」とは、短期間の間に「閉め切った会場等に人を集め、日用品等をただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、販売業者の売り込もうとする高額な商品を展示して商品説明を行い、来場者にその商品を購入させる」など、会場の雰囲気や催眠状態となった消費者に高額な商品を販売することとされています。

しかし、最近では、数カ月をわたって販売会を開催し、無料や安価な日用品を目当てに会場に通う高齢者に対し、販売員が個別に声をかけて高額商品の購入を勧める手法も見受けられます。長期間にわたって通うことから、断りにくい雰囲気になったり、次々と購入してしまい、不安に感じるようになってから、高齢者や周囲が次々販売に気づく例が目立ちます。

相談事例からみる問題点

- 1) 必要ないと思って断っても「あなたのためにお勧めしている」と思わせるような言葉をかけられて説得されたり、長期に通い続ける中で、販売員との密接なコミュニケーションによって、高齢者が購入にいたる事情が伺えます。
- 2) 長期に通い続けることで、次々と購入し、契約総額がわからなくなり、気づいたら老後の資金や、日常生活資金がなくなってしまった事例もあります。
- 3) 高齢者が次々に商品を購入してきたり、友人や家族から借金してまで商品を購入しようとしていることについて、周囲が心配している一方で、高齢者本人は事業者の言うことを信じているケースが目立ちます。そのため、周囲から「販売をやめて欲しい」「どこに情報提供したらよいか」などの相談が寄せられています。

消費者へのアドバイス

高齢者の方へ

- 安易に会場に近づかない事、勧誘されても不要な商品はきっぱり断りましょう。
- 大切な老後の資金を取り崩してまで購入すべきものかよく考えましょう。

家族や周囲の方へ

- 高齢者の話を頭ごなしに否定したりせずに、話に耳を傾けましょう。

頭ごなしに否定すると、隠れて会場へ通ったり、トラブルを隠したりする場合があります。こうした会場へ出向く背景には、日常的な寂しさ、娯楽のなさ、健康不安、経済不安等があると思われます。同様なトラブルの話を伝えるなど、高齢者に寄り添った話し合いを心掛けましょう。

- トラブルになった場合は、消費生活相談センターに相談しましょう。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 69-3111